

○北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付要綱

令和5年8月1日

北島町告示第60-1号

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害が発生した際に、高齢者等の要配慮者宅の住居の中で生命を守るため、家具等に家具転倒防止器具等を設置した者に対し、その設置に要した費用の一部を補助することに関して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助対象世帯)

第2条 補助の対象となる世帯は、北島町内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 満65歳以上の者のみで構成する世帯
- (2) 介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5に該当する者を含む世帯
- (3) 身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の級別が1級又は2級に該当する者を含む世帯
- (4) 徳島県療育手帳交付要綱第4条第2項第2号に規定する障害の程度が「A」に該当する者を含む世帯
- (5) 精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者を含む世帯
- (6) 町等の生活支援を受けている難病患者を含む世帯
- (7) その他町長が特に必要と認める世帯

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、家具転倒防止器具の取付け等に要する経費とする。ただし、町内に事業所を有する法人又は個人事業主（以下「施工業者」という。）により設置されたものに限る。

(補助金の交付申請等)

第4条 家具転倒防止器具の取付け等を希望する者（以下「申請者」という。）は、北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付申請書（様式第1号）及び北島町家具転倒防止器具設置に係る確約書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 住居が借家である場合は、前項に掲げる書類に併せて、北島町家具転倒防止器具設置に係る承諾書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の書類の提出があった場合は、その内容を審査し、その結果を北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(設置及び補助金の額等)

第6条 前条の通知を受けた申請者は、申請者の立会いの上、第3条の施工業者により住居の居室等の家具に、家具転倒防止器具の設置を行うものとする。

2 補助金の額は、第3条に要する費用で1世帯につき6,800円を上限とし、それを超える費用は申請者の負担とする。

3 前項の補助金は、1世帯につき1回限り交付する。

(設置の中止)

第7条 申請者が、都合により設置を中止しようとするときは、速やかにその旨を町長に申し出なければならない。

(補助金の交付請求及び交付)

第8条 第5条に規定する決定通知書を受けた申請者は、速やかに家具転倒防止器具の設置を行い、完了後は北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付請求書(様式第5号)により、町長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、申請者に補助金を交付しなければならない。

(補助の取消し)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により決定通知を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする事由が生じたとき。

(免責)

第10条 この事業により家具転倒防止器具で固定された家具が転倒し、被害が生じても、町はその責任を負わないものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付申請書

年 月 日

北島町長 宛

北島町家具転倒防止対策推進事業補助金について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		電話番号	—	—
	氏名				
	住所	〒 — 北島町			
対象世帯	手帳種別等級 手帳番号など	<input type="checkbox"/> 高齢者（65歳以上） <input type="checkbox"/> 要介護状態区分 要介護（3・4・5） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 身体障害者等級表による等級（1・2）級 <input type="checkbox"/> 療育手帳（A1・A2） <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 障害等級1級 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
家屋状況等	家屋の権利関係	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借			
	建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	器具設置場所	<input type="checkbox"/> 寝室 <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	固定する家具等の種類及び数量	タンス（ ） 食器棚（ ） 冷蔵庫（ ） 本棚（ ） その他 _____（ ）			
施工者	所在地	板野郡北島町			
	名称	TEL — —			
設置予定金額					円
補助金申請金額					円

添付書類

北島町家具転倒防止器具設置に係る確約書

借家又は間借の場合は、北島町家具転倒防止器具設置に係る承諾書

北島町家具転倒防止器具設置に係る確約書

年 月 日

北島町長 宛

申請者 住所 北島町
氏名

私は、北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付を申請するにあたり、下記の事項を遵守することを確約いたします。

記

1. 北島町が、住所、世帯構成、年齢及び障害等の程度を確認するために、町に備え付けられている台帳等の閲覧を認めること。
2. 家具転倒防止器具を設置したことにより、家屋及び家具等の破損等による損害賠償を北島町に対して請求しないこと。
3. 家具転倒防止器具を設置した後、家具の移動や家具転倒防止器具の取り外しを行う場合は、北島町に依頼せず自己の責任において行うこと。
4. 家具転倒防止器具を設置した後、地震等の災害で家具等が転倒し、負傷又は死亡などの被害が生じても、北島町に損害賠償を請求しないこと。

北島町家具転倒防止器具設置に係る承諾書

年 月 日

北島町長 宛

賃貸人 住 所 北島町

氏 名

私が所有する借家に家具転倒防止器具を設置するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

1. 住居の柱や壁等に釘、ネジ、L型金具及び補強材料等を使用し、家具を固定すること。
2. 家具転倒防止器具を設置したことにより被った損害の賠償を北島町に請求しないこと。
3. 家具転倒防止器具の取り外しを行う場合は、賃貸人又は賃借人の自己責任で行うこと。また、その費用や補修について北島町に請求しないこと。
4. 北島町家具転倒防止器具設置事業補助金交付申請書に記載されている、家屋状況等の内容について、北島町に情報提供すること。

北島町指令第 号
年 月 日

様

北島町長

北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました北島町家具転倒防止対策推進事業補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

記

交 付 決 定 額	円
-----------	---

年 月 日

北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付請求書

北島町長 宛

（請求者） 住 所 北島町
氏 名

北島町家具転倒防止対策推進事業補助金交付要綱第8条第1項に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

¥ _____ 円

振 込 先 金 融 機 関	(金融機関名)		(店舗名)				
	預金種目	普通 ・ 当 座					
	口座番号						
	口座名義人	(フリガナ)					

添付書類

- 補助金交付決定通知書の写し
- 設置に要した金額を証明するもの（領収書の原本等）
- 設置箇所の写真
- 補助金申請者の本人確認書類の写し